

I . 研究概要

1. 研究目的

本研究は、2010年4月に「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」により、「すべての国民に対する医薬品教育を推進するとともに、二度と薬害を起こさないという行政・企業を含めた医薬関係者の意識改革に役立ち、幅広く社会の認識を高めるため、薬害に関する資料の収集、公開等を恒常的に行う仕組み（いわゆる薬害研究資料館など）を設立すべきである」との指摘がなされたことに端を発する。資料館の設立それ自体は本研究班の目的の範疇を超えるが、資料館が設立される際にはどのようなことが必要になるか、集積された資料はどのように提供されるべきか、そうした予備的な検討をするために研究班が組織されたと言える。

これまで研究班では主として被害者団体資料の整理と調査・目録作成を進めてきたが、ここ数年は被害者の証言映像に関して分析、制作両面にわたる研究も加わり、資料館に期待される資料保存機関としての意義および資料展示機関としての意義の双方について検討が進められた。

本研究は、最終的には戦後の薬害事件に関連する資料を整理・公開して誰もが閲覧・活用できるような「薬害資料データ・アーカイブズ」を構築し、それを通じて薬害を二度と起こすことのないような社会の構築に寄与することを目的とする。このような遠大な目的は、小さな研究班による数年の活動で達成できるものではないが、冒頭に記したとおり資料館の設立作業それ自体はさておき、そうした資料館に期待される機能や役割についての検討が重要であり、少しずつでも確実にそこに近づいていくべく研究活動を進めていかなければならない。

2. 研究方法

本研究班は被害者団体の資料を整理・調査して団体資料の構成および内容を検討する班と、被害者の証言映像の分析を踏まえて被害の当事者と共に独自の証言映像の作成を試みる班とで構成されている。前者では、これまで歴史学の分野で蓄積されてきた伝統的な資料整理手法に加えて国際的にも通用するようなアーカイブズ学の資料記述を踏まえ、ひとつの薬害被害者団体が作成、保管してきた資料の目録作成に当たると共に、薬害被害の当事者と合同で既存の資料館や博物館を見学したり、その成果を踏まえた研究集会を開催するなどして、望まれる資料館のイメージの構築を図ってきた。後者では、本研究班とは別個に厚労省の事業として進められてきた薬害被害当事者の証言映像に関して、社会学の分野で蓄積されてきた言説分析の手法によって分析を進めると共に、近年注目されているデジタルストーリーテリング（DST）の手法を踏まえて独自の証言映像を作成する試みが進められてきた。

いずれの活動も2020年2月ごろからのコロナ感染拡大の影響を受け、特に人の接触を前提とする研究集会、見学会やワークショップの開催を縮小したり見合わせたりせざるを得

なくなっている。また資料整理に関しても、これまで実施してきた多数の大学院生を動員しての資料の集中調査が（三密回避の観点から）見合わせを余儀なくされている。加えて従来資料整理の場として拝借していた大阪人権博物館(リバティおおさか)の閉鎖に伴い、夏に資料や必要機材を大阪市港区に新たに賃貸した事務所に搬送する作業が必要となり、そのための準備および移転後の資料配置などに多くの人手と時間を割かれ、資料整理の作業自体を十分に進めることができなかつたことは遺憾とせざるをえない。ただし、コロナ禍も1年が経過して多くのセクターでオンラインミーティングの環境が整いつつあること、リバティから移転後の事務所での作業自体は堅実に進んでいることを勘案すれば、今後の作業自体は従前通り順調に進められると期待できる。

3. 研究にあたっての留意事項

本研究は既述の通り、2013（平成25）年より継続的に実施されている薬害資料の研究を引き継ぐかたちで、研究代表者が実施するものである。これまでの研究成果を踏まえ、ひきつづき作業を推進することが求められる。集会や見学会の開催が当面は困難と見込まれる中で、これまでに研究班が培ってきた被害者団体との協力関係をあらためて構築し直していくこともまた求められる。

また、実際に整理・調査の対象としている被害者団体資料には当然のことながら個人名や個別の病状などをはじめとするセンシティブ情報が大量に含まれており、資料そのものの公開までにはクリアすべき課題がなお多く存在する。とはいえすでにアイテムレベルまでの目録作成がほぼ完了している段階に来ており、そうした課題に配慮しつつも、資料からどのようなことがわかるのか、またこうした資料を残していく意義はどのようなものかについての議論が広く共有されるべき段階に来ていると言える。次年度においてはそのような点にも留意していく必要がある。

また本研究に先行する金慶南研究班では、やむを得ない場合を除き各被害者団体がそれぞれの資料を保管し、その整理方法について研究班が助言するという体制が前提となっており、基本的に本研究班もそれを踏襲していることとなっている。しかしながら各団体への訪問や助言はごく限られた機会に実施できているに留まり、ルーチンとして軌道に乗っているとはいえない状態にある。コロナ禍のもとで実際に現地調査を踏まえた助言等は引きつづきしばらくは困難と見込まれるが、先述の通り各セクターにおいてオンラインミーティングのための環境は整備されつつあり、次年度にはこうした手法も活用しつつ各団体へのアプローチを充実させていく必要がある。

4. 結果と考察

前述のような条件のもと、2020年度はコロナ感染の拡大に注意しつつ、以下のような活動を軸に研究を推進した。

- (1) 資料整理、調査と目録作成（大阪人権博物館から大阪市港区事務所への移転）
 - (2) 薬害被害者団体事務所への訪問調査
 - (3) 薬害被害者・弁護団への研究の進捗状況報告と意見交換
 - (4) 薬害被害者証言インタビュー映像の分析
 - (5) デジタルストーリーテリング（DTS）による薬害被害者証言インタビュー映像制作
- 以下、ここまでの記述と重複する部分もあるが、(1)～(5)について簡単に記述する。

(1) 資料整理、調査と目録作成

作業自体は前年度までに実施してきたことを継続して推進した。今年度はひとつの被害者団体資料について、ファイル（簿冊）レベルでの調査・目録作成を経てアイテム（件名）レベルの調査・目録作成を完了させることができた。上述の通りセンシティブ情報を含む資料なので、目録情報であっても簡単に公開できるわけではないが、いつまでも秘匿しておくわけにはいかない。例えば当事者の集まりにおいて紹介し、アイテム（件名）レベルまで資料情報を一覧できる目録を作成することによりどのようなメリットがあるのかをあらためて具体的な事例を用いて説明するなどの取り組みが今後求められる。

途中、大阪人権博物館（リバティおおさか）の閉鎖に伴い、大阪市港区の事務所への移転を余儀なくされたが、作業自体は大きなトラブルなく完了し、関係者の尽力により作業場機能の早期の復旧を図ることができた。このような状況において、作業場での整理と調査、目録作成だけでなく、その成果を可能な範囲で被害当事者のみなさんと共有し、資料の活用に関するイメージを、より具体的なものにしていくことが求められる。

すでに国内にも負の経験、具体的には戦争や公害に関する資料館、医療の分野でいうとハンセン病に関する資料館が開設されている。コロナ感染への対応もあり今年度は実施できなかったが、前年の2019年度には大阪の西淀川・公害と環境資料館（エコミューズ）と東京都東村山市の国立ハンセン病資料館を被害当事者のみなさんと研究班の合同で見学し、資料館に期待される役割について意見交換を進めた。実際に展示されている資料や研究員の方のお話は示唆に富むものであり、研究班が作成した目録資料についても、公開へと向かう前段階として、当事者のみなさんに活用法のイメージについてアイデアを提供いただくことは可能と思われ、こうした意見交換会のオンライン環境での実施の可能性が追求されてよい。

(2) 薬害被害者団体事務所への訪問調査

未だ各被害者団体事務所への系統だった訪問調査を実施するまでには至っておらず、その中でコロナ感染の拡大があったため、訪問調査を活発に実施できたとは言いがたいが、2020年11月に広島で開催された第22回薬害根絶フォーラムに合わせて広島スモンの会を訪問し、関係者と面談、情報交換をすることができた。これまで本研究班でも把握して

いなかったが、当会では独自に保管資料をアーカイブ化する取り組みを実施しており、その成果の共有を依頼しているところである。

（３）薬害被害者・弁護団への進捗報告と意見交換

年間を通じて移動に制限のかかった今年度は報告の場を頻繁に設けることはかなわなかったが、12月に副対室の担当者も交えて肝炎原告団・弁護団の関係者と情報共有の場を設けることができた（一部オンライン）。この場において原告団・弁護団関係者の資料館設立に関する期待と研究班の作業進捗に関する認識に隔たりのあることが確認され、研究班の活動に関する関係者への情報共有が十分でないことが明らかとなった。繰り返しになるが、各セクターでオンラインミーティングのための環境が整いつつあることを踏まえ、今後こまめな情報共有の機会を設けていくことが重要と考えられる。

（４）薬害被害者証言インタビュー映像の分析

本研究班の活動とは別に厚労省の事業として、薬害被害当事者の証言映像の収録が進められている。これらの映像に関して、社会学の領域で蓄積されてきた言説分析の手法を用いた研究が進められた。こうした研究も踏まえ、証言映像の資料的価値と展示的価値というアイデアが提起され、主として前者の意義をもつ従来の証言映像とは別に後者の意義を重視した証言映像を作成することの重要性が、特に資料館での展示を念頭に提起されている。

（５）薬害被害者証言インタビュー映像の制作

上記の証言映像分析を通じて提起された、展示的価値を持つ証言映像の作成に向けて、デジタルストーリーテリング（DTS）という手法を用いたインタビュー映像の制作が試みられた。基本的にこの作業は、撮影や編集など映像作成をサポートするスタッフと被害当事者との共同が必要となるが、コロナ感染の状況下で基礎疾患を持つ方も多い被害当事者の参加を求めることは危険でもあり、一日も早い感染の終息が期待される。

（６）総括的考察

本研究は研究計画の上では単年度扱いだが、実際には2013～2015年度の3年間は金慶南准教授（法政大学）が研究代表者を務め、それを引き継いで2016年度からは藤吉（追手門学院大学）が研究代表者を務める研究班が継続して研究活動を進めている。冒頭に記したようにこの研究活動は、2010年4月に出された「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」による「薬害に関する資料の収集、公開等を恒常的に行う仕組み（いわゆる薬害研究資料館など）を設立すべきである」との提言を受けて実施されてきたものだ。

ごく限られた予算と人員で単年度にできることは、ここで提案されている薬害研究資料館の設立という大きな目標から見れば微々たるものと言わざるを得ない。また対象とする資料が被害者の個人情報も含めセンシティブ情報を含むものであるため、整理と目録作成がすんだからといって即座にその成果を公開するわけにもいかない。こうした困難に鑑み、2017年度からは日本アーカイブズ学会とも協力し、「過去の被害」にかかわる記録を公開することにはどのような課題があり、どのようにしてそれを解決できるかを学術的な視点から検討し、それと並行して2019年度からは過去の被害をテーマとする資料館（具体的には大阪市の公益財団法人公害地域再生センターおよび東村山市の国立ハンセン病資料館）を薬害被害当事者のみなさんと共に見学し、薬害をテーマとする資料館でどのような展示が望ましく、また可能であるかについて議論を進めてきた。

これとは別に、2017年度からは佐藤哲彦教授（関西学院大学）により厚労省により実施されてきた被害者証言映像の分析と、それを踏まえた被害者自身による証言映像作成の可能性が検討されてきた。こうした資料館において被害者自身の証言映像が展示の一部としてしばしば提供されていることにもとづく研究活動であり、そこでは「資料的価値」とは性格を異にする「展示的価値」をもつ映像作成が追究されている。

こうした取り組みは、しかしながら、国内では2020年2月ごろから始まったCOVID-19パンデミックによる移動や集まりの制限により中断を余儀なくされた。資料整理に関してはごく少数人数による地道な目録作成が、証言映像に関しては映像分析を中心に、パンデミックの終息後を見越した準備が進められた。

こうした状況下で幸いだったのは、当初は研究集会、資料館見学、証言映像ワークショップなどへの支出を予定していた経費を、これらの事業の遂行が困難となったため、資料整理と調査、目録作成に注入することができ、一被害者団体の資料に関してアイテムレベルまでの目録作成がほぼ完了したことだ。被害者団体資料とは一体どのような資料を含む資料群なのか。この点についてはかねてより島津良子氏（奈良女子大学）により整理が進められてきたが、概念的なカテゴリー分けに留まらず、今後は現物資料により近い、目録という材料を用いて資料整理の必要性を説明できるところまでようやく漕ぎつけたことは、大きな一歩と言える。

一点、留意すべきことがあるとすれば、資料整理にあたりどのような分類を設定するかという点である。基本的にアーカイブズ資料の整理においては、ふたつのCすなわち内容（Content）と文脈（Context）が重視される。組織や機関のそれぞれの部門や部署で、案件ごとに業務の進捗に合わせ時系列に沿って作成され保存される文書は、それ自体が独自の秩序を有する。この秩序を維持して保管すること（原秩序尊重）が原則としてアーカイブズ機関には求められるが、いま研究班が対象としている資料は、多くのばあい被害者団体の事務所閉鎖の間に緊急避難的に段ボール箱に詰められ、運び込まれたものであり、その意味で当初保管されていた「原秩序」（これが「案件ごとに時系列に沿った保管」になっ

ていた保証はない) をすでに失っているという点に留意する必要がある。その意味で利用者の検索に有益な分類システムが要請される(この点については『大原社会問題研究所雑誌』730号で川田恭子氏が一案を提供しておられる)。

先に負の経験に関する、具体的には戦争や公害などに関する資料館について言及し、薬害資料館を構想するにあたり参考にすべきことを指摘したが、薬害を機関にとっての直接のテーマとしてはいなくても、薬害に関する資料の公開という点でいえば法政大学大原社会問題研究所環境アーカイブズが薬害スモン関係の資料について目録作成を完了し公開を始めている(目録は https://k-archives.ws.hosei.ac.jp/public_document/0002/ にて PDF が公開されている。非公開扱いの資料も「非公開」と区分した上でファイル名、アイテム名を表示している)。

アーカイブズ資料の保存には、質感や真正性といった観点からデジタル化の後も現物を保存すべきとされているが、こと利用、閲覧に関していえば、国立公文書館が運営するアジア歴史資料センター(アジ歴 <https://www.jacar.go.jp/>) が我が国におけるその嚆矢であるように、インターネットを利用したオンライン閲覧が主流になりつつある。裁判資料のように複製が多く作られる場合もあるとは言え、多くが一点もの、すなわち現物しかない資料によって構成されるアーカイブズ資料は、どこの図書館に行っても主だった本は閲覧できるという図書資料と比べて、所蔵機関まで出向かないと閲覧できないというアクセス面での壁ははるかに高い。そのような観点からも資料のオンライン閲覧は今後注力していくべき課題であると共に、複数機関が所蔵する類似資料を横断検索できるようにするためにも、他機関の作成する目録スタイルとの調整、すなわち資料記述の国際標準を踏まえた目録作成およびその各団体への周知をも、今後の課題のひとつとしなければならない。映像研究班が着手している、当事者とともにつくる DST による証言映像についても、関係者の了解を得ることができれば、オンライン公開が検討されてよいだろう。厚生労働省サイト内の「薬害を学ぼう」ページ(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>)には、ごく短いものだが薬害被害者のインタビュー映像も紹介されている。将来的には被害者だけでなく薬害に関わった他の各セクターからも証言映像が提供されるようになることが求められる。

5. 結論

最後にあらためて確認しておく、本研究班は薬害研究資料館を設立すべきという「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」が2010年4月に発表した提言を契機として編成されている。薬害研究資料館を「二度と薬害を起こさないという行政・企業を含めた医薬関係者の意識改革に役立」つようなものとするには、薬害に関わる各セクター、すなわち薬品を製造し販売した企業、薬品を処方した医療機関、薬品の流通を認可した行政府、これら総体を対象に資料が収集、保存、公開される必要があ

ることは言うまでもない。現状において本研究班の活動の先にあるのは、薬害被害者団体資料館とでも言うべきものである。しかしながら、それらセクターの資料・情報公開が十分に進んでおらず、それゆえ被害者団体が苦勞して集め、保存されてきた各セクターの内部文書はその意味で貴重ではあるが、オンラインで薬害に関連する多様な資料を包括的に閲覧・利用できるようにすることが、バーチャル資料館の役割でもあるとするならば、各セクターにおいても独自の資料公開の取り組みがなされるべきと言わなければならない。

試みに、行政府の資料の収集・公開を旨とし「保存されている公文書は、日本の歩みを後世に伝えるための国民共有のかけがえのない財産です」と謳う国立公文書館サイトの所蔵資料検索ページ (<https://www.digital.archives.go.jp/>) で「薬害」と入れてみると、唯一ヒットするのが「薬害エイズ刑事裁判に関して検察庁から厚生省に交付された押収品目録の不開示決定に関…(平成13年。タイトル後半は検索サイト上で省略されている)」である。ちなみに「スモン」と入れてヒットするのが約50件、うち40件ほどは和解のための経費に関する財務省(旧大蔵省)の文書で、「サリドマイド」だと全6件中4件が和解経費に関する財務省文書である(2021年3月末現在)。過去の経験を広く国民と共有し、それによって薬害のない社会を作っていこうという姿勢をそこに見ることは、どれほど目を凝らしたところで至難の業である。

このような状況であるがゆえに、薬害の実態を詳細に知るためには薬害被害者団体が自前で収集し保存してきた資料に、当面なお頼らざるを得ない。資料館を物理的なハコモノと捉えるだけでなく、アジ歴のようなバーチャルな形式でのデジタルアーカイブをも視野に入れ、その作業にあたっては各機関、施設、団体に保存されている資料を漏れなく横断検索できるようなしくみの構築も視野に入れる必要がある。

以下、次ページより研究分担者、協力者による報告を掲載する。

付記■

2019年度報告書のために作成いただいた原稿のいくつかを都合により当年度報告書に掲載できなかったため、「補遺」として本報告書の末尾に掲載する。(藤吉圭二)

薬害アーカイブズの共通基本形を考える —福岡スモン基金資料の整理作業から—

島津良子（奈良女子大学）

はじめに

過去に起こった、ある出来事を無かったことにせず、その記憶を共有し、記憶の検証に学ぶために、誰もがアクセスできるよう体系的に保存・公開される記録資料の総体をアーカイブズと呼ぶとすれば、アーカイブズを構築するための最初の作業は、資料群に名称を付け（これをアーカイブズ用語では「**フォンド**」と呼ぶ、以下、カッコ内の用語はアーカイブズ用語）、資料番号を付与して個別の資料を一点特定できるようにし、資料リスト（仮目録）を作成することである。そして、次の作業は、整理が進むにつれて判明してくる資料の来歴、つまりこの資料がどのような作成主体によって作成され、継続的に蓄積された資料群であるのか、についての必要情報を解説した部分（メタデータ・「**記述**」）と資料群の階層構造の柱となるまとまりやグループ（「**シリーズ**」など）を付与することによって、その資料群が内部にどのような構造を持っている資料群なのか、を示すと同時に、利用者が資料全体を俯瞰して、大量の記録資料の中から、目的に合った資料を効率的に探し出すことができるための見取り図を作成する作業（「**編成**」）である。資料群にこの第2段階の整理作業（「**記述**」と「**編成**」）を施すことによって、アーカイブズの利用者は見たい資料の資料群全体における位置づけを理解した上で資料内容を読み解くことが可能になる。薬害アーカイブズの基盤構築という大命題を与えられた本科研の資料研究班で、現在最大の課題となっているのが、この第2段階の作業の在り方、方法論を検討することである。

1. 地域資料（高野町史）での経験

筆者は、薬害アーカイブズのプロジェクトに加わる前、江戸時代に崩し字で書かれた、いわゆる古文書資料と、1945年以降、第二次世界大戦後の比較的新しい自治体の行政文書（旧役場文書など）の両方を対象とする、いくつかの地域史編纂事業に参加した経験がある。

例えば、高野町史編纂事業における地域資料の整理作業で考えてみよう（ここでは問題を単純化するため仏像や考古資料などのモノ資料は省略して古文書という文字による記録資料を対象を限定して話を進める）。まず、家別に所蔵されていることが多い江戸時代（近世）の古文書資料は、家ごとに一つの文書群として捉えられ、文書群ごとの資料番号によって必ず1点の資料が特定される仮目録（文書目録）が作成される。家文書の場合、家は時間的に個人を超える資料を蓄積するが、家内部に固定的・継続的な機能別組織を持つわけではない。そこが近代の行政文書（いわゆる「公文書」）のような、組織内部に一定の機能別組織を持つ組織アーカイブズとの違いである。このため、近世文書（≒家文書）には様々な分類が試みられ、古くは、文書の形態別分類（冊子、横帳、一紙、など）が採用さ

れていたが、発見時から形態別に資料の仕分けをして、資料の現状位置関係を変更してしまうこの整理方法は、一緒に置かれていたという事実によって得られる情報を壊してしまうとして否定され、公文書と私文書、あるいは家経営と個人といった分類も提唱されたが、次第に発見時の現状保存を最優先に考える考え方によってかわられ、現在はこの考え方が初動整理作業時の方法論の主流となっている。

しかし同時に、地域史編纂事業は、ある地域全体の歴史の変遷をたどろうとする事業であり、家という1資料群を超えて、ある事柄に関する地域全体の複数資料を把握する必要性から、家を超えて、あるテーマに関する複数の資料へのアクセスが求められる事業でもある。編纂事業の調査対象となる歴史的資料の総数は、市町村を単位とする小規模な編纂事業でも、少なくとも資料群（≒家単位）で100件以上、資料総数も数万点以上となることが多い。これら膨大な量の地域資料の中から、地域全体の特質を検出するために横断的に、見たい資料を絞り込み、一覧するためによく利用されるのが、『史料編』への掲載資料を、政治、経済、社会、教育、文化などおおまかなテーマごとに分ける分類である。山上の小さなエリアに高野山という一大宗教都市を持つ高野町史の場合、筆者もこれら資料編の一般的分類を採用した上で、高野町域に重要な分類項目として、宗教、交通という分類を付け加えた（「大分類」）。ただし、資料編1冊に採録が決定したわずか数%の資料だけにその分類を与えるのではなく、仮目録で1点特定されたすべての収集文書にこの分類を与える事にしたのである。こうすることで、資料編に掲載されなかった残り90%以上の資料にも1資料群を超えて、一定の分類による資料の横断的グループ化が可能となる。

また、地域史料で重要なのは、その資料が高野町地域のどの地区の史料であるのかという要素であると考え、「中分類」には高野町内の地区名をあて、「小分類」ではタイトルや作成者など資料リストの項目に現れない多様なキーワードを拾うことにした。例えば教育という「大分類」を入れて、「中分類」で地区名を変えて検索すれば、異なる地区それぞれの、教育に関する資料がグループ化され、さらに「小分類」のキーワードにある青年団名などを付け足してグループ化すれば、各地区ごとの青年団資料のグループが複数得られて、地域ごとに比較することもできる。これらの分類による検索で複数の異なったグループとして可視化された資料グループの重複の様相を比べれば、ベン図のように、中央の重なり合った部分には、どちらのグループにも共通の中核的資料、周辺部には片方にしか該当しない周辺の資料が引き出され、検索の網の絞り方を変えればその都度、異なる資料を含む資料グループが立ち上がる。明確な機能別組織を持たない資料群に何らかの見取り図を与えるには、組織アーカイブに対して与える機能別、出自別、形態別などの固定的グループ（「シリーズ」）を柱とするような編成よりも、この方法のほうが小規模な文書群の中の資料をも漏らさずキャッチでき、必要に応じて変幻自在な資料のグループ化、可視化が可能となり、有効ではないか、と考えたのである。実際、高野町域の収集されたすべての文書

に大まかな資料カテゴリーと地域名での検索が可能とした件名目録は威力を発揮したし、編纂後の高野文化圏の研究会活動にも大いに役立ったのである。

2. 福岡スモン基金資料の編成を考える

薬害資料整理の方法論を考える上でのサンプルとなる福岡スモン基金資料は、仮目録作成以前の概要調書作成（箱ごとに大まかにどんな時期のどんな資料が入っているのかを15～20分程度の時間で1枚のカードに書き取り、資料群の俯瞰的把握を可能にし、調査方針を検討するための初動作業）段階から、市販の大型ファイルを使った簿冊形態の資料が多いことは明らかで、仮目録として簿冊（ファイル）目録と件名（アイテム）目録という2種の仮目録を作成することに迷いはなかった。同時に、同資料は搬入された第1陣資料だけでも段ボール31箱という数量があり、資料群内に存在するいくつかの資料のまとまりとして、複数の固定的「シリーズ」を立てる事も可能な規模の資料でもあった。当然この資料群に「シリーズ」という、より上位の階層を与えて、資料群内部の構造的見取り図を示すことを検討したが、実際の簿冊（ファイル）が、文書の作成主体や時期、あるいは機能別などに明確に区別して綴じられているわけではないことはすぐにわかった。時期の近い裁判資料や被害者団体の集会の記録、被害者団体の会議録などが混在して綴じられているような簿冊（ファイル）が多く見受けられたのである。一言でいえば、薬害の被害者団体資料も、近世の家文書と同様、その内部に固定的かつ明確な機能別組織を持たないまま、資料を累積してきたという経緯を持つ資料群ではないか、と感じられたのである。

シリーズを立てる時に最もわかりやすいのは、会報や団体のニュースなど、形態のはっきりした資料を1グループとする分類の立て方であるが、残りのまとまりが裁判資料のような、形態とは全く違う異質なカテゴリーになることは目に見えていた。では、記録の出所を基準にするのはどうだろうか。現実には件名（アイテム）目録で、個別資料の文書作成者（あるいは作成団体）を特定することさえ困難であった。どの案もしっくりとは来ないまま、最終的に行きついたのが、**スモン資料全体の、あるいは、さらに大きく、薬害資料全体の、潜在的（機能別）資料種別を考える、という手段**だった。具体的には、ある被害者に健康被害が生じた時点からの記録の発生を継続的に追うような資料種別を考えたのである。つまり、資料整理法の研究に際してサンプルとした福岡スモン基金資料の中には1点も存在しなくとも、薬害資料全般の中には、（論理的には）必ずどこかの資料群に存在するはずの資料種別を潜在的種別として思いつく限り発生順にあげてみたのである。

前報告書（『薬害資料データ・アーカイブズ基盤構築とその為の体制整備 課題番号：H30－医薬－指定－009 平成30年度厚生労働省科学研究費補助金 研究現況調査 総括報告書』P8～P15）で筆者が提案した①から⑦の資料種別がその潜在的資料種別であるが、現在は、この7種に薬被連メンバーから提案された、裁判資料として提出はされていないがそのベースにある弁護団資料というカテゴリーを加えて、合計8種の資料種別が必要と考えるようになった。最終的に⑨「その他の資料」（たとえば資料保管者の個人的活動から

蓄積されたような資料群や刊行物、参考図書などの様々な二次資料群)を加えれば、ほぼどんな資料をもこの分類で、共通の見取り図の中に掌握できるのではないかと考えている。そして、高野町史で有効であったように、これらを固定的「シリーズ」として立て、その「シリーズ」のもとに「ファイル」(簿冊)を配置するのではなく、「アイテム」(件名)レベルの目録に、大分類=薬害名(もしくは公害名などの被害種別)、中分類に①~⑨までの潜在的資料種別、小分類に(資料リストの項目には現れにくい)キーワード、という検索項目を設け、目録作成と同時進行で資料種別の番号を付与して、件名レベルにまで下がって、変幻自在な資料グループを作る、あるいは可視化することを可能にする、という構想である。件名目録を作成するには、アイテムレベルでの資料内容をある程度把握する必要があり、資料種別を1件ずつ全ての資料について記入する作業は、件名目録作成時にプラス何十秒かの時間があれば可能である。資料種別の項目を追加しても新たな大きな負担をしないことは高野町史の経験で分かっていた。

3. 薬害資料館構想の中で

2で述べたような経験と薬害資料の作業経過の中で、考えついた方法論であるが、検討してみると、いくつかの合理性もあることにも気づいてきた。まず、薬による何らかの健康被害が本人に自覚された時点で発生するのが、

①(被害者本人、家族などの)個人所蔵資料であり、次に発生するのが、②(治療医療機関などの)医療関係資料、健康回復のための医療行為受診の記録などであるが、②は医師や医療機関に蓄積され、責任追及を恐れて公にならない場合が多い。そして、回復しない健康被害が特定の薬物による健康被害であることが判明するにつれて、同様の健康被害者たちが被害者団体を結成し始めて蓄積される③患者(被害者)団体資料が生まれる。その後、加害企業が責任を認めないことによって健康被害は「薬害」へと転化し、被害者団体は原告団と弁護団を結成、訴訟を決意するに至る。④(集団訴訟の)弁護団資料の誕生である。その中から実際の裁判の証拠として採用された資料群が⑤の裁判資料となる。片や被告製薬会社は薬害を引き起こした薬の開発当初からの資料⑥を社内に蓄積しているはずであるが、露出している資料は数少ない。裁判の進展とともに、被告企業も自社の中に裁判に関する対応をめぐって大量の企業資料⑥を蓄積したはずだが、そのごく一部が裁判資料として把握されているだけである。なかには、被害者の個人的努力によって被害者団体が入手した医療者資料②や企業資料⑥の資料が③の患者(被害者)団体資料、④の弁護団資料に含まれることもあるが、被告企業が自社の中に蓄積したはずの資料は、一部内部告発者由来の資料以外は現在も未確認のものが多い。しかし、これらの資料は露出していないだけで、確実に存在するはずである。また、健康被害が社会問題化、薬害へと転化して以降などの時期には、⑦(厚労省、府県文書などの)行政資料も蓄積されるが、開示され、露出している資料はまだ数少ない。⑦の行政文書(公文書)には薬剤が認可される時期に

も薬事行政の資料が生成、蓄積されているはずである。これらは公文書館に保存され、一定のルールで保存・公開されるはずであるが、エイズ問題一つをとっても、現在の公文書行政は非開示や資料隠し、違法な大量処分、文書改ざんに至るまで多くの問題を抱えていることは周知の事実である。そして、健康被害が社会問題となるにつれて⑧報道・出版資料、⑨参考資料その他が蓄積されていく。

眼前の資料群に①～⑧のどの部分が含まれているにせよ、これら9種の資料の生成プロセスは、小規模な被害で蓄積された薬害資料も、大規模に集団訴訟が展開された薬害の資料でも共通の資料生成過程ではないか、と考えられる。薬害資料という全体像は、今は潜在的に存在しているとしか言いようのない、被害者目線の資料以外にも、様々な視点と立場から関係主体が作成した資料を内包しているはずである。将来の薬害研究資料館の薬害アーカイブズはそれらの資料をも受け入れるべきであり、それを可能にするアーカイブズでありたいと考えている。

「薬害」という名称は、日本特有の名称だという。将来的には、裁判などの責任追及とは違った、歴史的、包括的分析が必要になるはずである。今はまだ露出してはいないが論理的には存在するはずの資料の受け入れと1資料群（フォンド）を超えた横断検索をも可能にする、薬害資料共通の編成（論理的まとめ）を構想することはできないか、というのが筆者の考えである。世代を超えた資料の保存と継承は、必ず将来の視点の拡大や変化を伴い、薬害資料館のアーカイブズは、被害者資料だけでなく、薬害発生以降に異なる視点から関連の記録を作成してきた複数の記録作成主体による複眼的分析が可能となるような基盤を持つべきではないかと考えるからである。

詳しい①～⑨の資料の内容、特徴は、前掲報告書を参照してほしい。

4. 潜在的資料種別設定のメリット

福岡スモン基金資料もその典型だが、固定的、継続的な内部組織を持たない薬害被害者団体の資料は、資料の累積と共に多くが市販の簿冊に綴じられる（ファイリング）。その簿冊（ファイル）は、ある集会やある会議に関する資料だけで1冊であったり、複数年次の、しかも資料種別の違う少量資料の混合、累積であったり、統一された整理基準を持たないまま集積されていったと思われる。1ファイルは、必ずしも1種の資料種別のみで構成されず、1ファイル中に複数の異なる資料種別が混在するファイルも多いのが特徴である。シリーズに代わる全体の階層構造を俯瞰する手段として想定している箱別概要は、あくまで箱内の資料の簿冊単位の概要を把握することが目的である。現在、簿冊目録の資料種別では、1冊の中に複数の資料種別を含む簿冊についても、主としてどの資料種別を多く含むかによって、簿冊の主要な資料種別を一つに決定し、箱別概要では9種の資料種別ごとの簿冊の冊数が数字で示されるようにしてある。そのかわり、件名目録では、すべての1件書類に9種の資料種別を付与し、場合によっては、複数の資料種別を記入するような試

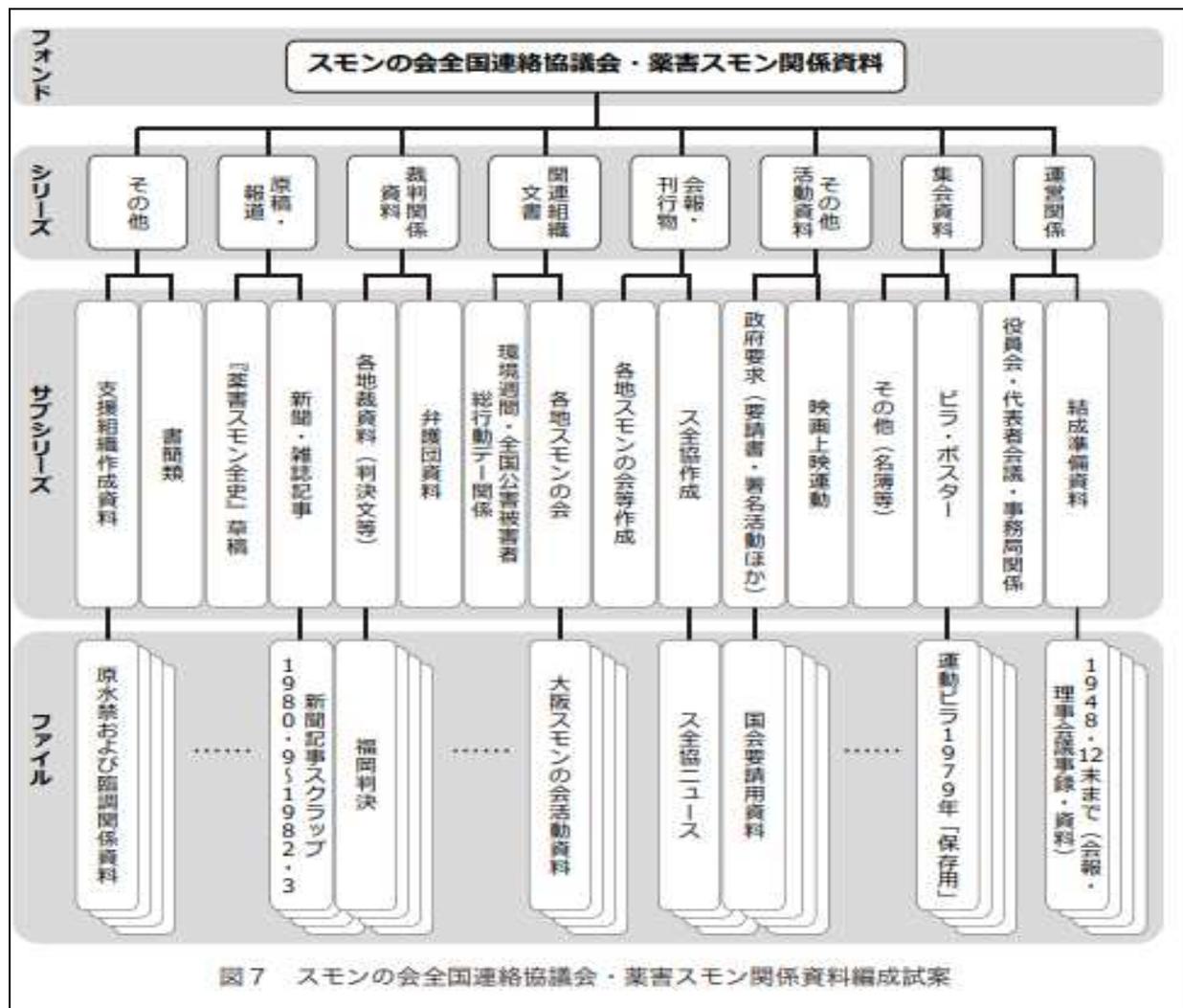
作を試みている。個人の病床日記が裁判の証拠として採用されたような場合、資料種別は①の個人資料であり、⑤の裁判資料でもあるから、①と⑤となる。資料種別は原則的に件名目録の件名（アイテム）ごとに、大分類（薬害名）、中分類（資料種別）、小分類（キーワード）の項目を立てて、検索装置としても機能するようにしておきたいという意図がある。最初に目当ての資料種別の多い簿冊から見始めたとして、異種の資料種別と判断された簿冊（ファイル）の中に埋もれている別種別の資料も、件名目録での検索作業をおこなえば、見逃すことはない。利用者は簿冊目録の次に件名目録の資料種別をも検索し、かなりの精度で、見たい資料のグループ化ができるはずである。

①～⑨は潜在的であり、論理的には存在するはずの資料種別であり、具体的には、整理した資料の中に1点も存在しない資料種別も当然ある。なければ、それは資料種別に立っていないでいいではないか、という考えも当然であろう。しかし、仮にその資料種別に当たる資料が眼前のある資料群に1点もなくとも、いや、むしろ無い、ということ、この資料種別に該当する文書は1点もなく、ゼロである、という事実そのものがその資料群の特質を表現している、とも言えるのである。そして、将来的には、これらの資料の発見と補充が薬害全体を考える上で不可欠である、ということも示唆するのではないだろうか。

5. シリーズを作る従来案との比較

薬害資料の編成事例として、近年報告された、いくつかの先行事例がある。これらの事例と研究班の提唱する方法論とを比較検討してみよう。それらを略図として収録しておくので、参考図を参考に、先行事例を見てほしい。

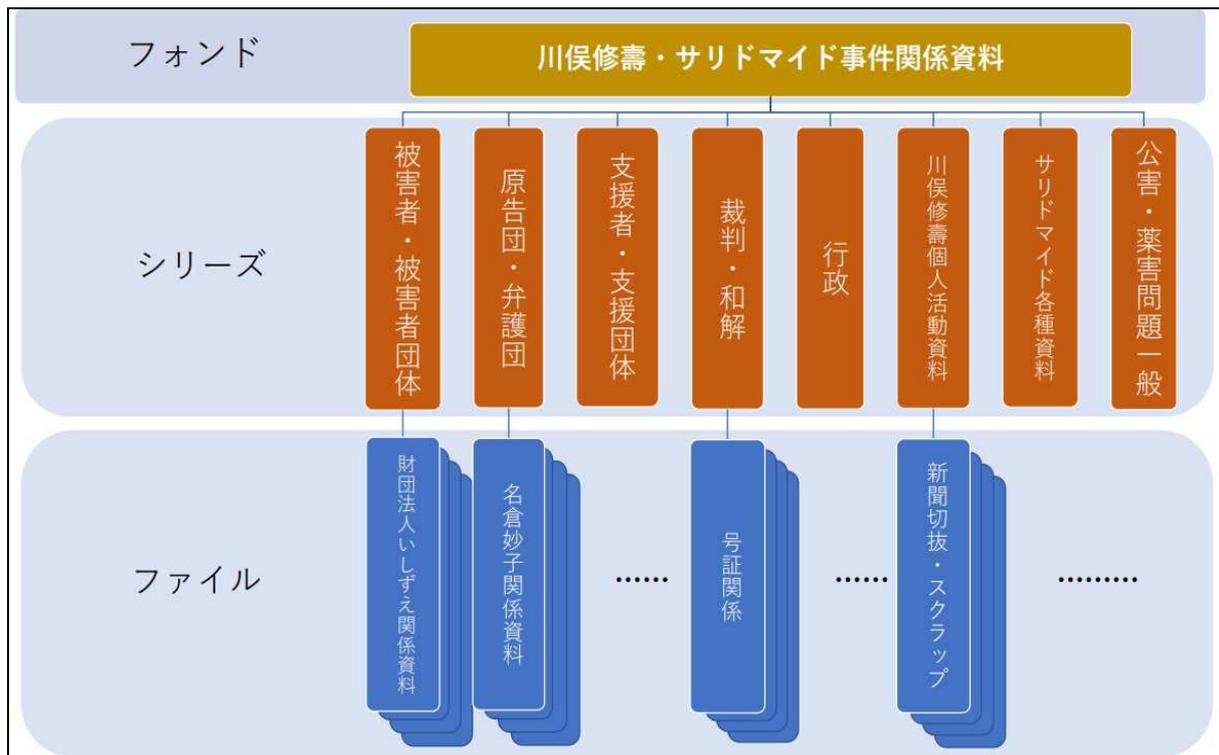
参考図 1



川田恭子，2019年8月，「スモンの会全国連絡協議会・薬害スモン関係資料公開の意義と課題」、『大原社会問題研究所雑誌』第730号，15頁．

参考図 1 に示した川田恭子氏作成のシリーズは、8種のシリーズの下に2種ずつのサブシリーズがあり、その下に合計403のファイルが振り分けられている。

参考図 2



長谷川達朗,「第3次寄贈分川俣修壽・サリドマイド事件関係資料の概要」, 環境・市民活動アーカイブズ資料整理研究会「サリドマイド事件関係資料を公開する——薬害の記録、継承の意義をめぐって」, 2021年3月16日.

参考図2の長谷川達朗氏の作成案では、サリドマイド資料が、8種のシリーズのもとに振り分けられ、サブシリーズは立てられていない。

参考図 3

- シリーズ 1 : 原告団・弁護団、1960-1981
- シリーズ 2 : 支援者・支援団体、1964-1982
- シリーズ 3 : 裁判・和解、1952-1974
- シリーズ 4 : 行政、1963-1967、2006-2007
- シリーズ 5 : サリドマイド各種資料、1968-1976
- シリーズ 6 : 公害・薬害問題一般、1971-2009

橋本陽, 2014, 「個人文書の編成——環境アーカイブズ所蔵サリドマイド関連資料の編成事例——」, 『レコード・マネジメント』, No. 66, 52頁.

参考図3の橋本陽氏案は、機能別による6種のシリーズが立てられているが、そのそれぞれに記録の生成時期が付され、筆者の考える記録の発生時期の付与と共通したものととも解される。

6. 従来案との共通点

前項では3種の従来案を取り上げたが、3種の案はいずれも機能別分類をメインにして考えられている点では筆者案と共通している。筆者案は①から⑨までの資料種別を考えしたが、そのうちの主要な機能別分類は従来案3案とも共通するものが多いのである。

違いは、従来案3種がいずれも、整理対象となった資料群が現実に内包している資料からその構造、機能、資料量を考えて作成されたシリーズであり、そのシリーズのもとにファイル群を配置していることである。それぞれが現状資料群の構造を考え、選び抜いたシリーズ建てであることは十分に理解できるし、サリドマイド関連資料を整理した長谷川案も、筆者案に近い機能別種別を用いている。残念なのはシリーズの名称として、個別具体的な名称を与えているので、資料群が変わるごとにシリーズ名が変わり、複数の薬害資料を横にリンクするような検索が不可能なことである。

また、川田案では、被害者団体の関連機能を資料分類のメインにしつつも、同レベルのシリーズに「会報・刊行物」、その下の階層であるサブシリーズでは、「ビラ・ポスター」などの資料の機能別分類とは異種の形態別分類が挙げられている。現前の資料に会報やニュースが大量に現れれば、誰しもこれらをシリーズに立てたくなることも承知での異論であるが、これらの形態別分類は、機能別分類とは異種のカテゴリーに属す分類であり、簿冊目録や件名目録の「形態」という項目で検索可能、グループ化もできるので、シリーズを機能別分類に統一したほうが、シリーズの性格付けが明確になるのではないかと思われる。

橋本陽氏の論文は、筆者がこれらの潜在的資料種別を構想した後に出会った論文であるが、英語圏のアーカイブズ理論を順次評価した結論として、そのまま薬害資料の整理に整合性のある方法論は見つからず、結局は参考図3の6種の機能的資料種別にたどり着いたという。橋本案も前掲参考図1、と参考図2の案と同様、機能的資料種別をメインに考えられたものであるが、生成時期を追加している点や、シリーズは階層構造を示すと同時に、大量文書のアーカイブズのアクセスポイントとしても必要なものであるとの主張は、筆者にも大きく共感されるものであった。

7. 福岡スモン基金資料の記述と編成試案

筆者は、ある地域という範囲の資料調査とは別の、2階建ての蔵一つ丸ごと、というような古文書調査も実施したことがある。この場合、数百箱を超える箱数の資料群にまず、引き出しの一つ、棚の1段をも概念としての箱だと考えて箱番号を与え、箱内資料の概略

内容を把握し、調査方針を決定するために、1箱10分～20分程度のスピードで、箱内の資料を大まかに記録カードに記入していく。このカードは調査終了後には誤りを訂正し、清書入力して所蔵者に渡して調査を終了する。大量の資料を保管する所蔵者に、資料群全体を俯瞰できる箱別カードとして利用してもらうためである。大量資料の場合、これらの全体を俯瞰可能なアクセスポイントなしには、全容がつかみづらい。所蔵者の資料管理を容易にするためにも必須のカードなのである。

これに倣って、薬害資料も、箱ごとの概要を①～⑧資料種別ごとに何冊の簿冊があるのかを数字で示し、その箱内の資料の概略を示す、という手法で、膨大な資料のどの箱から見れば、見たい資料に行き着く可能性が高いのか、を示すことができるのではないかと考えた。シリーズを立てる程の量を持たない資料群、例えば段ボール1箱程度の資料群についても、箱別概要で、9種類の資料種別のうち、何と何に分類される資料が（簿冊単位で）何冊含まれているかを箱別概要で見れば、おおよその資料内容の検討がつく。

調査開始時にすでに作成済みの概要調書の完成版を簿冊ごとの資料種別の数字を加えて示すことによって、薬害資料全体に共通のアクセスポイントを設置できることになるのデァはないか、という試みである。アクセスポイントの必要性については、参考図3の橋本論文とも共通する認識である。

試作してみた、福岡スモン資料についての記述サンプルは次の通り（栗原敦、小森達郎氏作成）。

参考図4

福岡スモン資料を生み出した福岡スモンの会についての記述

1、福岡県スモン患者の組織の誕生から現在まで

「グラフィックドキュメント スモン」（実川悠太編、日本評論社1990）及び「薬害訴え 今日も街ゆく 福岡スモン裁判のあゆみ」（スモン訴訟福岡弁護団1995）によると、1971（S46）年11月16日に福岡県スモンの会が結成された。ただし、同会規約は、翌年秋の総会に提案されたとみられる（箱No.24の簿冊2の16福岡県スモンの会規約(案)及び同簿冊2の17昭和47年度福岡県スモンの会運動方針(案)）。

同会のピーク時会員数は約300人という（2021.5.14理事草場佳枝氏に聞き取り）。

また、組織の規模に関して、訴訟の原告数を以下に示す（箱No.24の簿冊28の1福岡スモン訴訟の概要）。

1973（S48）年5月2日、福岡地裁への第1次提訴では原告が84名であり、同年7月16日第2次提訴、原告37名、1974（S49）年6月21日第3次提訴、原告54名、1977（S52）年2月23日第4次提訴、原告19名、同年3月23日第5次提訴、原告16名であった。

訴訟終結後、1985（S60）年4月、福岡県スモンの会は、「和解金の一部を使って患者の救済運動に充てる財団法人『福岡スモン基金』を設立」した。全国で3番目の財団であっ

た（財団法人福岡スモン基金機関紙No.3 1985.11、p16）。その後、2012（H24）年、法改正により一般財団法人福岡スモン基金に改組。その際に、福岡県スモンの会を吸収し、組織は一本化されて現在に至る（2021.5.14 理事草場佳枝氏に確認）。

2、【仮称】（一財）福岡スモン基金資料の来歴

2015年10月、先代の研究班（代表、法政大学清水善仁氏）が整理作業の委託を受けた【仮称】（一財）福岡スモン基金（以下、同基金という）資料の受入れに関する経過等は次の通りである。

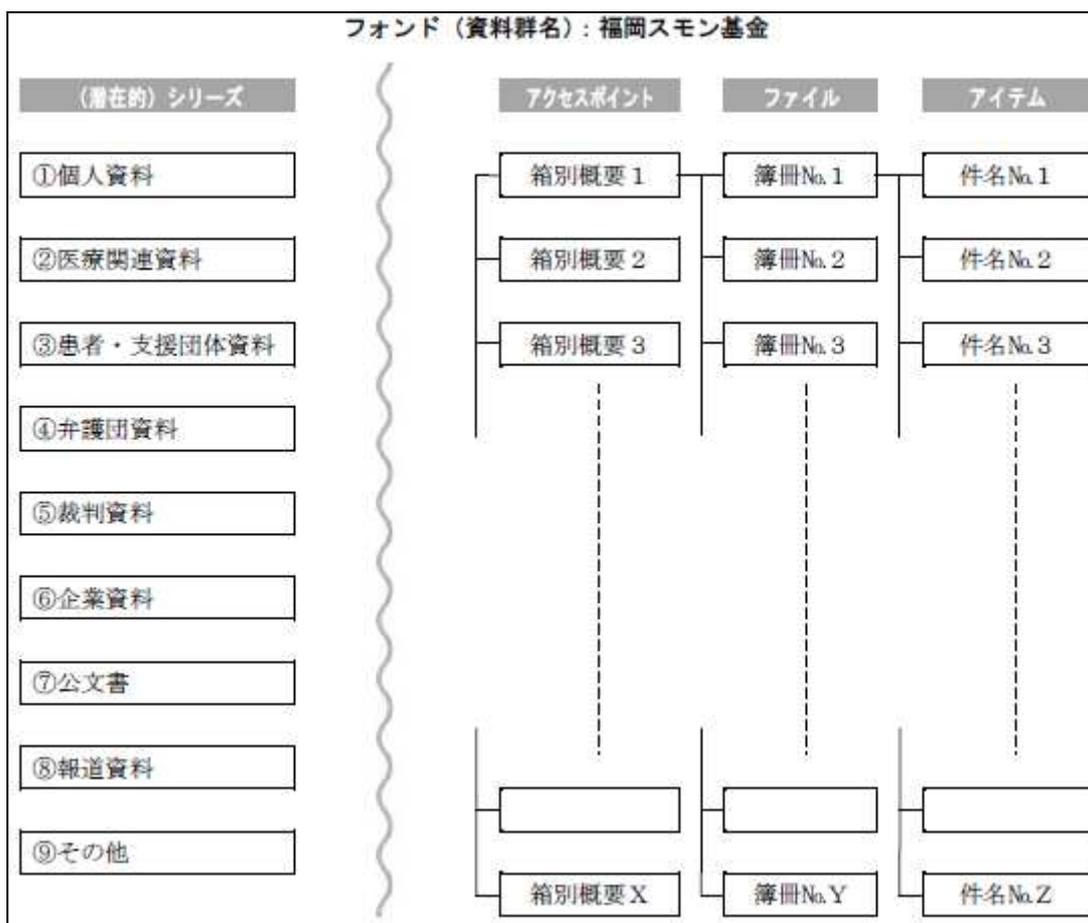
同年10月初め、同基金関係者から、同基金の前事務所があったビルがまもなく取り壊しのため閉鎖されるが、近日中なら前事務所内にある資料の回収ができる旨の連絡が筆者に入ったため、関係者と協議の上、資料移送の日取りの調整、厚労省から運送業者に移送費見積もり依頼が進められ、同月24日に、保管場所である大阪人権博物館に搬入された。時あたかも、同館及び全国薬害被害者団体連絡協議会共催の企画展「薬害を語り継ぐ サリドマイド・スモン・薬害ヤコブ」の会期中のことであった。

本資料の回収、移送に際して、前事務所に残された資料のすべてを回収したものではなかった。同基金関係者から「段ボール20箱程度」との連絡を受けて、移送費が見積もりされていた。回収当日、現場に出向いたところ、20箱を大きく上回る箱数であったため、やむなく箱のふたを開け、事務用品、領収書綴り等、複数冊の同一図書などを回収対象外として選別、計30箱を移送した。その作業が終わると同時に管理人がビルを閉鎖するという切迫したなかでの回収、移送であった。（移送後に傷んだ箱を交換する際、映画フィルムや音声録音カセットテープなどを新たな箱に収納したため、現状は31箱。）

上記の31箱を、同基金資料の第1陣という。その後、現在の事務所に保管する必要のないものについて、同基金から移送、委託の要請があり、2019年3月に移送準備のために、現地事務所に出張、概要調書を作り、箱詰めしたものが19箱となり、同年5月に大阪人権博物館に移送した。これを第2陣という。2021年3月末現在これについては、作業は未着手である。よって、同基金資料は第1陣31箱、第2陣19箱、総数50箱である。

デザインなどはより見やすいものを追求し、記述内容もより分かりやすく改良する必要があるが、以上の「記述」の試作を踏まえて、現在、研究班で構想している複数の薬害資料を横断的にリンクして検索でき、同時に潜在的機能別種別を示すことのできる、福岡スモン基金資料の階層概念図と、箱別概要カードのサンプルは、次のようなものである。

参考図 5



参考図 6

第 1 陣 31 箱のうち箱No.24 の概要

担当：栗原 2021.3.30 作成

資料種別 (中分類)	簿冊数	作成時期	内容等
①個人資料	0	—	—
②医療関連資料	0	—	—
③患者・支援団体資料	3	1972(s47)頃	全国スモンの会及びスモン統一訴訟原告協議会、全国スモンの会の姿勢をただす会など、批判・反批判等に関するものが中心であり、福岡スモンの会結成初期の資料もある
④弁護士資料	10	1972-1976	福岡弁護士団が収集した東京弁護士団のニュース、スモンの理解に関するものから、福岡の弁護士団結成、参加の呼びかけ、弁護士の会議メモ、福岡訴訟の概要や経過、原告の入院・通院の記録など

⑤裁判資料	18	1972-1977	当初の東京地裁あて訴状、証人申請、準備書面、スモン訴訟専門部設置による集中審理反対意見書等（1972-1974 頃）23 件、及び福岡地裁での、双方の準備書面、文書（カルテ）送付囑託、被告によるカルテの問題指摘と原告の反論、原告の陳述（被害状況）など（1973-1977 頃）24 件他
⑥企業資料	0	—	—
⑦公文書	0	—	—
⑧報道資料	1	1997	8 月 9 日付『リビング福岡』1218 号
⑨その他	1	—	空の封筒
合計	33		<p>※箱 No.24 のアイテム（件数）数は 1 1 2（内訳：③患者・支援団体資料 2 4 / ④弁護団資料 3 6 / ⑤裁判資料 4 9 / ⑦公文書 1 / ⑧報道資料 1）</p> <p>※簿冊 No.2 には、1972 年 4 月、甲野禮作、白木博次ら 4 名の参考人質疑を行なった衆院社会労働委員会会議録、および、s47 年 8 月 27 日付、大阪・京都・兵庫・奈良の弁護団が「独自訴訟」をめざす「関西スモン訴訟弁護団連絡会議」結成を報じた 5 紙の記事が含まれている。</p>
<p>箱No.24：資料の概要／時期的には、1972（s47）から 1977 年の資料で、内容的には以下の通り。1969 年 11 月に結成された「全国スモンの会」の主導で、1971 年 5 月に初提訴された、東京地裁における「統一訴訟」の訴状など裁判資料の一部。1972 年 7 月に発起人会が開催された「全国スモンの会の姿勢を正す会」を中心にした、民主的運営を求める被害者の動きに関するもの。東京地裁での「統一訴訟」ではなく、各地裁での「分散型統一訴訟」を求める被害者・弁護団に関するもの等である。当初は全国スモンの会に結集するが、後に四分五裂していく同会内部の葛藤の始まりを示す資料といえる。また、福岡スモンの会結成時の規約や総会資料、及び 1972 年 11 月に作成された福岡訴訟弁護団結成の呼びかけ文案に至るまでの経緯に関する資料や、福岡地裁での訴訟の記録の一部が含まれ、原告の意見陳述、速記録をはじめ、被害状況が具体的に記されたものがある。</p> <p>参考：『グラフィックドキュメント スモン』巻末の年表など</p>			

おわりに

発生順に必ず存在するであろう潜在的資料種別を含む資料のまとまりを想定することで、組織アーカイブとはまったく別の発想からだが、3 種の参考事例の、シリーズ建ての試みによる先行事例の機能別分類のシリーズをも一定程度包含する試案を提案してみた。眼前の、現実の資料からは想定できない資料も、発生順という仮想の論理を使うことによって、薬害資料に統一した見取り図を与えることができるのではないかと、いま現在露出してないが、明らかに存在するはずの資料種別をも想定しての試案の可能性を議論、検討してもらえれば、と思う。

ただし、これはあくまで試案であって、薬害アーカイブ全体にこれを採用してよいかどうか、の議論はこれからである。コメントーターにアーカイブの専門家や環境アーカイブで実際の整理作業に当たった各氏の参加を要請して、研究班との議論の場を持てれば、と考えている。次年度には、この提案に基づいた整理作業による福岡スモン資料の分析成果を紹介できれば、とも考えている。

また、公害に関する資料館の模索など類縁機関の活動に学ぶことはもちろん、すでに世代を超えた継承について考えているはずの日本の戦争をめぐる資料館、特に原爆資料館、海外ではポーランド国立反ファシズム勝利記念館から出発し、ユダヤ人虐殺、ホロコーストを検証する資料をメインにする資料館へと変貌していったアウシュビッツ・ビルケナウ収容所資料館など、世代を超えた視座を模索している国内、国外資料館のコンセプトや将来的視点の変容への対処方法などを視察、学びを深めなければならないと思う。

薬害資料のアーカイブ化については、どう整理するか、どう公開するか、どう世代継承するか、と同時に世代を継ぐことによる視点の変化にアーカイブズはどう対応するのか、という点について考える必要があるのではないかと筆者は考えている。映像班、運動班を含めた研究班全体の議論が必須であろう。そのうえで肝炎をはじめとする大臣協議のメンバーと、研究班メンバー、厚労省担当者などと、薬害資料館準備委員会への中期的ロードマップの作製が次の課題となるのではなかろうか。

インタビュー映像研究班研究報告

—二つの課題とその実践—

佐藤哲彦（関西学院大学）

2020年度のインタビュー映像研究班の調査研究は主として二つのテーマによって構成され実践された。一つは証言映像の分析であり、これは従来の調査研究の延長にある。もう一つは当事者の主体的な関与による映像制作実践であり、ICT技術をもとにしたデジタルストーリーテリング（DST）の制作実践として新しく行った試みである。

まず一つ目の証言映像の分析について述べておきたい。証言映像は社会学や社会調査の世界において *testimonio* もしくは *testimonial narrative* と呼ばれる、主として何らかの社会問題の当事者によるある特定の語りの構成のことを意味する。これは通常、ライフヒストリーの一つと考えられており、そのテキストは歴史と記憶の間のどこかに位置するものとされる（Denzin and Lincoln 2000）。本研究班ではそのような観点を踏まえて、これまで撮影された薬害経験の証言映像の分析をとおして、薬害とは何かということ进行分析するとともに、薬害を経験するとはどのようなことかについて考察してきた。そこで得られた知見としては、薬害とはいくつかのディスコースによって構成される経験であるものの、同時にそれらのディスコースの実践的水準として現れるマスターナラティブとは別に、ローカルで個人的な経験として語られる要素が、まさにそれを経験として構成しているということである。それらは相互に補完的であり、不可欠な要素である。

2020年度においては、このような薬害経験の証言映像の分析から得られた知見が一般化可能かどうかを検証するという観点から、比較対照としてとくに太平洋戦争の傷病兵の証言映像の観察をも行った。傷病兵の証言の特徴は、当時は規範的に違背すると捉えられていた戦線離脱とその困難を、傷病兵当事者がどのように語り経験するのかという観点で、マスターナラティブとは別に個人的な事情が語られるものと考えられたからである。そこで観察可能であったのは、ある一定程度は薬害経験と同じようなシーケンスであるものの、当然のことながらそれとは異なった局面を構成している。したがって、その異同について今後も引き続き考察することで、証言映像の一般的理解を経由した、薬害被害経験の一般性について記述することが可能となると考えられる。

次に、二つ目のテーマである DST の制作実践について以下に述べておきたい。DST については 2019 年度末に、これに詳しい池田佳代氏（池田 2012 など）による説明会を開催した。これを受けて、2020 年度は薬害被害当事者によるワークショップを開催して、DST 制作を行った。DST は従来のプロや専門家による映像制作とは異なり、当事者主体の映像制作であり、ワークショップの「参加者同士の対話を促し、作品の上映を通じて共感や理解を生じる」という特徴があり、個人において自覚や自立を促し、集団において関係性の構築

に役立つとされる方法論」(池田 2012: 1) である。そしてそれだけでなく、さまざまな社会的課題に関して、「それらの課題に向き合う人たちが生まれたとしても、それが少数であれば解決には向かわないが、より多くの人々と課題を共有して関心をもつように変化することで解決に向かう」(前掲) ことを可能とする方法と位置づけられている。もちろんこれをそのまま受け入れることはできないが、DST 制作過程を社会学的に記述することを通じて、とくに証言 *testimonio* という観点からこれを考察することを通じて、その「社会問題の展示」という機能について何らかの意味を評価できると考えられるだろう。その観点からこの方法を試験的に採用することにしたのである。

そこで、まずは佐藤が池田佳代氏と花井十伍氏とオンラインで打合せを行い、どのような形式でワークショップを進めるのが適切かを話し合った。これはコロナ禍がおさまらないなかで感染防止を行いながらワークショップを進めるために必要な手続きであった(2021年1月)。次に実際に、3名の参加者およびファシリテーター(池田佳代氏、オンライン参加)、アシスタント(佐藤)の5名でワークショップを開催した(2021年2月)。最初のワークショップということもあり、少人数で行い、とくに薬害エイズの被害者の遺族の方の試作版のDSTを制作することを中心とした。このワークショップは作業量や集中力を考慮して2時間程度であったため、DSTの原稿は出来上がったものの、全体を編集するには時間が足りなかった。そこで再度機会を設けて、被害者が原稿を読み上げる録音を佐藤が行った(2021年3月)。これらの過程で得た被害者の語りはそのまま用いることとし、さらにそれに合わせるために被害者が指定した画像や映像のデジタル化を行った。試作版全体の完成は、古い映像フィルムのデジタル化に予定以上の時間がかかったための、年度を超えて継続している。さらに古いフィルムも発掘されたため、それを含めて編集を継続している。

以上のように、2020年度のインタビュー映像研究班の調査研究は、主として二つのテーマすなわち証言映像の分析とDSTの制作によって構成され実践された。今後も同様の作業を継続していく必要があると考えられる。とくに、証言映像の一般性についての考察は、DSTの機能を記述する準拠点となるものであり、同時に薬害被害をどのように社会的な知識として換言していくかという文脈にかかわるものであり、さらに進めていく必要があると考えられる。

参照文献

- N. K. Denzin and U. S. Lincoln, 2000, *Handbook of Qualitative Research Method* 2nd edition, Sage (=2006, 平山満義監訳・藤原顕編訳『質的研究ハンドブック』第2巻, 北大路書房).
- 池田佳代, 2012, 「人の成長を促す参加型教育の方法論: デジタル・ストーリーテリングのワークショップ分析」, 『龍谷大学大学院政策学研究』, 1, 1-19.